

消 費 税

インボイス制度

任意組合等の届出書 についてのお知らせ

任意組合等が行う取引についてインボイスの交付を行うには
事前に、税務署長に対して

「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行
事業者である旨の届出書」

を提出する必要があります

提出がない場合、取引の相手方は**仕入税額控除の適用**
を受けることはできません

任意組合等の例

ジョイントベンチャー
(JV)

各種士業事務所

●●製作委員会
▲▲実行委員会

など

任意組合等と取引する事業者の方は、取引に当たって、取引相手である任意組合等に
上記届出書の提出の有無についてご確認ください



任意組合等の届出書提出に当たっての留意事項

- ・ 全ての組合員がインボイス発行事業者であること
- ・ 業務執行組合員が、その業務執行組合員の納税地を所轄する税務署長に提出すること
- ・ 届出書に記載した事項に変更があった場合、速やかに変更届出書を提出すること

次の場合に該当することとなったときは、その該当することとなった日以後の取引について、インボイスの交付はできません

- ・ インボイス発行事業者でない組合員が加入した
- ・ 組合員のいずれかがインボイス発行事業者でなくなった

この場合、業務執行組合員は速やかに

「任意組合等の組合員が適格請求書発行事業者でなくなった旨等の届出書」を提出する必要があります

そのほか、任意組合等の届出書等の取扱いの詳細は、
国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」の
インボイスQ&Aをご覧ください

国税庁 インボイスQ&A

